

イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、母子家庭の母等が、できるだけ身近な地域において就業支援が受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としたものである。都道府県等におかれては、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウの一般市等への提供や、一般市等が行う事業と連携しその実施を支援する等、より多くの一般市等において事業が実施されるようご協力をお願いしたい。

② 母子自立支援プログラム策定等事業

ア 母子自立支援プログラム策定等事業

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母に対して効果的な自立支援を行うためには、個々の母子家庭の実情に応じた支援が重要となる。

本事業については、都道府県や市等が母子家庭の母の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定するものであり、個別的なきめ細やかな支援を行う上で極めて有効な事業である。そのため、平成19年12月に策定した『福祉から雇用へ』推進5か年計画』においても、①平成21年度までに実施自治体の割合を100%とし、②平成23年度までにプログラム策定件数を2万件とすることを目標として掲げているところであり、未実施の自治体については早急に取り組むとともに、実施している自治体におかれても、積極的に取り組まれない。

また、平成20年度から、直ちに就業活動に移行できない母子家庭の母について、就業意欲を醸成するためにボランティア活動等を行う就業準備支援コース事業を創設しているので、各自治体におかれては、積極的な実施にご協力いただきたい。

なお、本事業については、児童扶養手当の一部支給停止措置に関しても、就業に向けた活動の一つとして活用が図られるものと考えられることから、児童扶養手当担当部局とよく連携して積極的な活用を図りたい。

イ 生活保護受給者等就労支援事業

母子自立支援プログラム策定等事業と関連して、児童扶養手当受給者等を対象に、ハローワークが、福祉事務所等と連携して就労支援プランを策定する「生活保護受給者等就労支援事業」を実施しているところである。そうした中、母子自立支援プログラム策定員等の母子家庭の支援担当者からハローワーク等に対する支援要請が円滑に行われ

ないケースが見受けられることから、昨年10月に、ハローワーク等に対する円滑な支援要請が行われるような体制整備等について、事務連絡により依頼しているところであるので、管内の市等も含め特段の配慮をお願いする。

また、プログラム策定に当たって、予めハローワークに個人情報を提供することについて本人の同意を得た上で策定する等、円滑な支援要請が可能となるような工夫をお願いしたい。(関連資料12(221頁))

③ 母子家庭自立支援給付金事業

就業経験の少ない母子家庭の母の就業のためには、就業に結びつきやすい資格を取得することが有効であるが、資格の取得のためには長期間、養成機関に通うことが必要になることから、その間の生活の不安や負担を小さくすることが重要である。

そのため、本事業のうち、養成機関に通う期間中の生活費の負担軽減のため支給する高等技能訓練促進費について、より多くの母子家庭の母の資格取得を促進する観点から、平成20年度第2次補正予算により支給期間を「修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)」から「修業期間の後半1/2の期間(上限18か月)」に延長することとしたところであるので、各自治体におかれては、母子家庭の母や養成機関に対する適切な周知についてお願いしたい。(関連資料13(230頁))

また、①高等技能訓練促進費における所得水準に応じた給付額の設定及び②入学支援修了一時金の支給については、平成21年度から具体的な適用が始まることから、課税状況の確認等事務に遺漏なきよう実施されたい。

また、母子家庭自立支援給付金事業については、『福祉から雇用へ』推進5か年計画において、平成21年度までに実施自治体の割合を100%とすることを目標として掲げているところであり、未実施の自治体については早急に取り組みされたい。

④ 日本版デュアルシステムの拡充

平成20年度から、公共職業訓練において、日本版デュアルシステムが拡充され、母子家庭の母等も含めた職業能力形成機会に恵まれなかった方々を対象に、独立行政法人雇用・能力開発機構を通じ、専門学校等の民間教育訓練機関等における座学と企業での実習を一体的に組み合わせた委託訓練を実施しているところである。

各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。(都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。)(関連資料14(231頁))

⑤ 技能者育成資金貸付の拡充

平成20年度から、委託訓練活用型デュアルシステム受講者等に対し、訓練受講期間中の生活費等について、独立行政法人雇用・能力開発機構から貸付けを行ってきたところであるが、平成20年度第1次補正予算において、貸付額の引上げを行うとともに、母子家庭の母等について、一定の要件を満たした場合の返還免除制度を創設したところである。

また、第2次補正予算においても、対象者に離職した派遣労働者等を追加するとともに、返還免除要件の緩和及び扶養家族を有する方々に関して貸付額の引上げを行うこととしたところである。

各自治体におかれては、これらについて、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。(都道府県等におかれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いたい。)(関連資料15(232頁))

⑥ 中小企業雇用安定化奨励金

平成20年度から、有期契約労働者の雇用管理の改善のために、中小企業事業主が、正社員への転換制度を設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合等に、ハローワークにおいて奨励金を支給する中小企業雇用安定化奨励金事業を実施しているところである。

本事業については、対象となる労働者に母子家庭の母がいる場合に、支給要件の緩和等の拡充措置があるところであり、各自治体におかれては、ハローワークと連携し、企業や母子家庭の母等に対する周知等をお願いしたい。(都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。)

⑦ 母子家庭の母等の特性に応じた職業訓練コースの開発・実施

母子家庭の母等については、DVや離婚等により精神的にダメージを受けている方々もおり、そのような方々については、支援においてもきめ細やかな配慮が必要である。そのため、平成21年度予算案において、そのような母子家庭の母等に対する支援の実績とノウハウを有する民間機関と共同し、独立行政法人雇用・能力開発機構において母子家庭の母等の特性に応じた職業訓練コース開発し、全国数か所で実施することとしているので、留意願いたい。(関連資料16(233頁))

⑧ マザーズハローワーク事業の拡充

平成18年度から、ハローワークにおいて、子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに担当者制によるきめ細やかなマッチング支援を行うマザーズハローワーク等の支援拠点を整備してきたところである。既存の98か所(マ